

## 旧優生保護法による強制不妊訴訟において、 被害者の声に耳を傾け、公正な判決を下すことを求めます。

1948年に成立した優生保護法によって、1996年に法改正されるまでの約50年間に約2万5000件もの障害を理由とした不当な不妊手術が行われました。法改正後も、国は「当時は合法であった」として被害者に対する謝罪も補償も行わないまま被害を放置しました。

2019年5月28日に仙台地裁で、国内で初めて旧優生保護法についての国賠訴訟の判決が下されました。判決では、国家による旧優生保護法の優生条項を違憲と断じ、優生上の理由による不妊手術の強制は違憲・違法であり、憲法上の権利（子どもを産むか産まないかを自分で決められる権利であるリプロダクティブ・ライツ）の侵害であることを認めました。一方で、手術から20年以上が経過していることなどを理由に原告の請求を棄却したため、2名の原告は控訴中です。

16歳のときに、何も知らされずに不妊手術を受けさせられた原告の飯塚淳子さん（仮名）は、「私の身体をもとに戻してほしい、被害を闇に葬らないでほしい」と長く訴えてきました。判決後の緊急集会で「裁判所が被害者を救ってくれると信じていたのですが、5月28日の判決は『不当判決』でした」と発言しています。強制不妊手術は重大な人権侵害であり、被害者の早期救済が望まれます。

私たちは仙台地裁の原告（飯塚さん、佐藤さん）らの事件の控訴審（仙台高等裁判所令和元年（ネ）第230号）において裁判所が被害者の声に耳を傾け、適切な審理の上、公正な判決を下されることを切に望みます。

※本署名および個人情報 は 請願以外の目的では使用しません。

氏名	住所(都道府県名から書いてください。)
	都道 府県

◆署名は鉛筆ではなく、ボールペンまたはサインペンでお願いします。

◆住所は、「同上」、「〃」は使わず、都道府県から番地までをご記入願います。

[呼びかけ団体]

強制不妊訴訟不当判決とともに立ち向かうプロジェクト (Mail:confront.project.tohoku@gmail.com)

優生手術被害者とともに歩むみやぎの会

[送付先]

〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目1-3

強制不妊訴訟不当判決とともに立ち向かうプロジェクト レターケース79番